

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水)

上下町の河川は、日本海に注ぐ江の川水系上下川と、瀬戸内海に注ぐ芦田川水系矢多田川の二つの河川とこれらの水系に流入する普通河川とで形成されている。上下町は芦田川水系と江の川水系の分水嶺でもあることから、川幅が総じて狭い。当会が立地する商店街地域は、上下川に隣接し、豪雨の際は河川の氾濫、護岸崩壊の被害をもたらす恐れがある。

(土砂災害:ハザードマップ)

上下町のハザードマップによると、上下町地区の地質については、全耕地が粘土、砂及び礫で構成され、山林においては石英斑岩が最も多く、北部地帯は緻密石英斑岩、南部地帯は閃雪花崗岩が大部分を占めている。花崗岩を基岩とする地域は、風化作用を受けやすく、しかも急傾斜地帯が多いため、雨に際し崩壊しやすく、地滑り等、土砂災害を生じるエリアが散見される。土砂災害警戒区域（上下町のとおり）

(地震)

府中市地域防災計画（令和6年11月修正版）によると、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震では、「長者ヶ原断層－芳井断層」による地震が上下町に与える影響が最も大きい。

なお、「広島県地震被害想定調査報告書」（令和7年10月）によると、当市の北部にあたる上下町では、「長者ヶ原断層－芳井断層」による地震では最大震度6強、南海トラフ巨大地震では最大震度6弱が想定されている。

○被災想定（「広島県地震被害想定調査報告書」（令和7年10月）による（※1・2））

想定地震	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	要救助者	断水人口	下水道支障人口	停電件数
南海トラフ 巨大地震	246	1,300	5	2	71	10	6,599	410	108
長者ヶ原断層 －芳井断層	1,072	2,598	4	53	338	264	20,855	1,366	451
どこでも起こりうる直下の地震 (府中市直下)	16,311	60,107	289	419	3,496	1,402	178,429	18,027	4,886

※1 「建物被害」、「人的被害」は「人的被害」が最も大きくなる場合で想定。具体的には、南海トラフ巨大地震が「冬深夜」、長者ヶ原断層－芳井断層による地震が「冬深夜・風速11m/s」である。

2 「ライフライン被害」は被害が最も大きくなる「冬18時・風速11m/s」で想定。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【参考】

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp>

府中市～地域防災計画～

<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/anzen/shobou/keikaku/1762.html>

広島県地震被害想定調査報告書（R7年10月）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

内閣感染症危機管理統括庁トップページ

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekakukansenshou/index.html

（2）商工業者の状況

商工業者等数 280人

小規模事業者数 236人

会員数 198人（定款会員3人を含む）

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
会員数	34	24	3	45	18	52	19	195
比率%	17.4	12.3	1.5	23.1	9.2	26.7	9.8	100

（3）これまでの取組

1) 当市の取組

- 府中市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- 防災、感染症等対策備品の備蓄
- 府中市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

（実施状況）

- 述べ107社（4年間）に対し、上下町のハザードマップを活用し災害リスク及び事業者BCP策定の重要性を周知
- 自然災害に備え、火災等共済制度への加入促進
- 法定経営指導員が事業継続リスク啓発・事業継続力強化計画策定セミナーへ参加し、知識の習得
- 事業者BCPに関する国の施策の周知

（評価）

- 第1期における事業者への災害リスク及びBCP策定の重要性の周知により、BCPへの関心が高まり事業継続に関する相談や質問が増加したが、BCPの策定までには至っていない。

（作成実績）

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス業	その他	合計
目標	2	2	1	4	2	3	1	15
実績	0	0	0	0	0	0	0	0

II 課題

現状、自然災害に関しては、事業継続力強化計画やBCP・事業継続計画に向けた事業者の関心を高めることができたが、いつ起こるかわからない自然災害へ備えであるこうした計画等の優先度は依然低く、計画策定に実際に取り組む事業者を徐々に増やしていく必要がある。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を継続的に周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し、いつ起こるかわからない自然災害や感染症等についても、日々の経営課題と同様に、対策や準備が必要である旨を窓口相談時や巡回訪問時に継続して周知・説明を実施する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策を行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCP作成支援
引き続き、事業継続力強化計画やBCP・事業継続計画に向けた事業者の関心を高めつつ、小規模事業者を中心こうした計画等の作成支援を行う。

【成果目標】5年計画（第2期：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・第1期（令和3年4月1日～令和8年3月31日）における事業者BCP作成件数 0件
- ・当会第1期の実績を基に検討した結果、各年度に2件、5年間で10件

【成果目標】5年計画

業種		商工業者 の会員数	BCP 作成目標
商工 業者	建設業	34	2
	製造業	24	1
	卸売業	3	1
	小売業	45	2
	飲食・宿泊業	18	1
	サービス業	53	2
	その他	18	1
	合 計	195	10

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8年 4月 1日～令和 13年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担・体制を整備し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・令和 7年に策定した「上下町商工会 B C P（事業継続計画）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・案内、チラシや市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和 7年事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者事業者 B C P 等取組状況の確認と継続支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 12 時間以内に 職員 の 安否報告 を行う

(安否確認サービス2（トヨクモ）を利用した安否 確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に岀勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

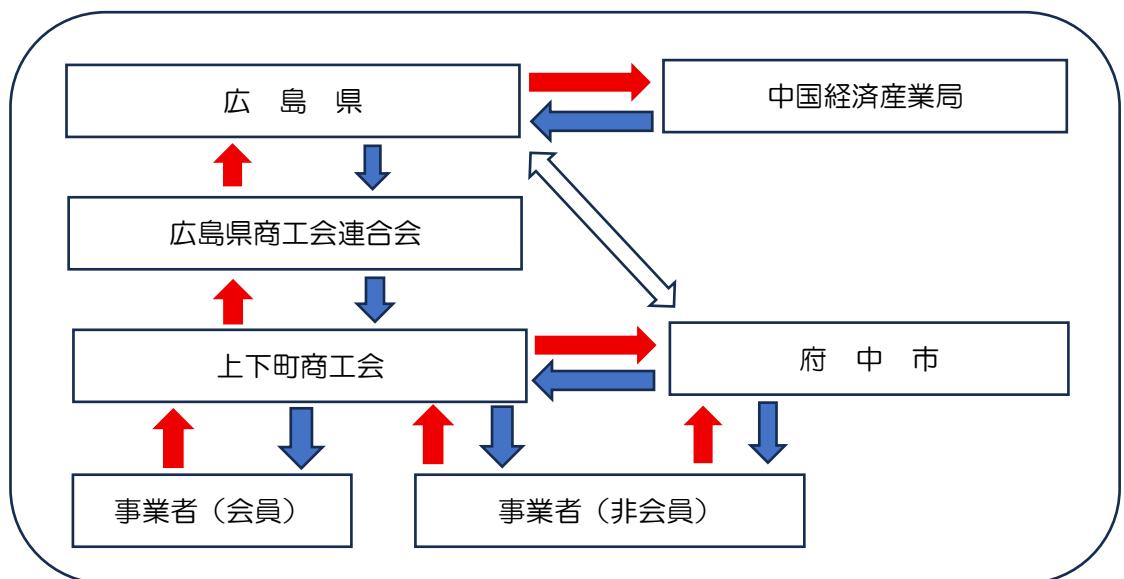
- ・本計画により、当会と当市は町以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「府中市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、府中市の商工観光課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や広島県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、府中市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、府中市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び府中市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や府中市、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

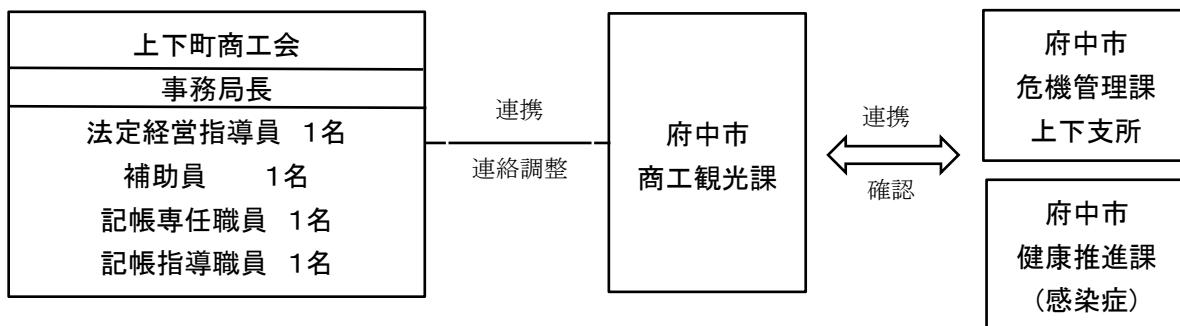
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(平成 7年 12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大谷 貴紀 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／関係市連絡先

①商工会

上下町商工会 経営支援課
〒720-3431 広島県府中市上下町上下 883-1
[TEL:0847-62-3504](tel:0847-62-3504) / FAX:0847-62-4439
E-mail:jyoge@hint.or.jp

②関係市

府中市 経済観光部 商工観光課
〒726-8601 広島県府中市府川町 315
[TEL:0847-44-9153](tel:0847-44-9153) / FAX:0847-46-1535
E-mail:shoko@city.fuchu.hiroshima.jp

府中市 危機管理監 危機管理課
〒726-8601 広島県府中市府川町 315
[TEL:0847-44-9119](tel:0847-44-9119) / FAX:0847-46-3450
E-mail:kikikanri@city.fuchu.hiroshima.jp

府中市 上下支所
〒729-3492 広島県府中市上下町上下 861-3
TEL:0847-62-2111 / FAX:0847-62-4038
E-mail:joge@city.fuchu.hiroshima.jp

府中市 健康福祉部 健康推進課
〒726-0011 広島県府中市広谷町 919-3
TEL:0847-47-1310 / FAX:0847-47-1320
E-mail:hoken@city.fuchu.hiroshima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	340	340	340	340	340
・専門家派遣費	99	99	99	99	99
・委員会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	55	55	55	55	55
・パンフ、チラシ作成費	132	132	132	132	132
・防犯、感染症対策費	44	44	44	44	44

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、府中市補助金、広島県補助金、手数料収入外等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(該当なし)	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	